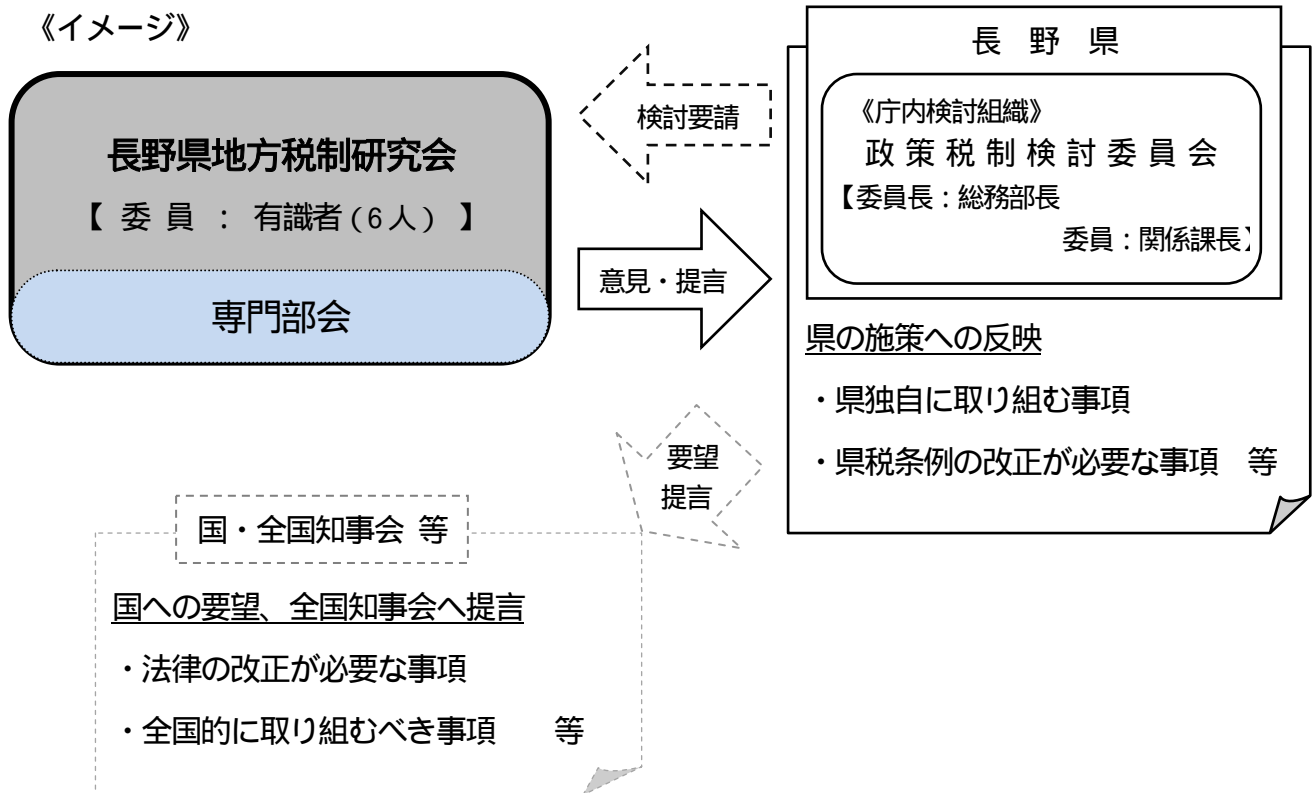


## 「長野県地方税制研究会」の概要について

総務部 税務課

## 1 趣 旨

最も基幹的な自主財源である地方税のあり方を検討するため、有識者による研究会を設置し、独自の政策税制等を検討する。



## 2 主な検討内容

- (1) 本県の税制のあり方に関すること
- (2) 地方分権の進展に対応する税制の研究に関すること
- (3) 本県独自の政策税制に関すること

# 長野県地方税制研究会設置要綱

平成23年7月15日 制定

## (設置)

第1条 最も基幹的な自主財源である地方税のあり方を検討することを目的として、「長野県地方税制研究会」(以下「研究会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について、調査及び研究を行い、その結果を知事に報告する。

- (1) 本県の税制のあり方に関する事。
- (2) 地方分権の進展に対応する税制の研究に関する事。
- (3) 本県独自の政策税制に関する事。

## (組織)

第3条 研究会は、学識経験を有する委員によって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充て、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期の途中で委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座長)

第4条 研究会に座長を置き、知事の指名によってこれを定める。

2 座長は、研究会を招集し、会務を総理する。

## (専門部会)

第5条 研究会に、特定の事項について調査研究する専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、別に定める者をもって充て、知事が委嘱する。

3 専門部会に部会長を置き、知事の指名によってこれを定める。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

5 専門部会の委員の任期は1年とする。

## (意見の聴取)

第6条 座長及び部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 研究会、部会の庶務は、総務部税務課において処理する。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

別表

長野県地方税制研究会委員名簿

役 職	氏 名	所 属	職
座 長	青木 宗明	神奈川大学	経営学部教授
委 員	小澤 吉則	財団法人長野経済研究所	調査部長
"	白戸 洋	松本大学	総合経営学部教授
"	沼尾 波子	日本大学	経済学部教授
"	堀越 倫世	税理士 関東税理士会長野県支部連合会	副会長
"	水本 正俊	社団法人長野県経営者協会	専務理事